広島地方裁判所

令和２年４月１日施行の民事執行法改正により、入札制度が変わりました。

■暴力団員等や、役員に暴力団員等がいる法人は、買受人となれません。
■暴力団員等から資金の提供を受けた個人・法人は、買受人となれません。

入札時には、

暴力団員等に該当しない旨の陳述書※1

が入札書ごとに必要になります。※2、※3

なお、宅地建物取引業者の場合は、

宅地建物取引業の免許証の写し

を、併せて提出してください。

（宅地建物取引業の免許証の写しを提出した方については、暴力団員等に該当するか否かについて警察への調査の嘱託が行われません。）

※１　陳述書には、個人用、個人（法定代理人）用、法人用があります。
※２　入札時に提出がないと入札無効となります（追完不可）。
※３　記載に不備があった場合、入札が無効になる場合があります。
①　住民票や代表者事項証明書等のとおり、正確に記載してください。
②　自己資金で入札する場合は、陳述書１枚目の陳述欄の「自己の計算において」で始まる文の冒頭にある口にチェックをしてはいけません。

「自己の計算において本人に買受けの申出をさせようとする者」とは、買受申出人に資金を渡すなどして買受けをさせようとする者をいいます。他人から資金の提供を受けて入札する場合は、ここにチェックを入れ、別紙「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者に関する事項」を添付する必要がありますが、自己の資金で入札する場合に誤ってチェックをした場合でも、別紙が添付されていないことによって、形式的に不備のある陳述書として入札無効になる場合があります。

令和　８年（ケ）第　　８９号

期　間　入　札　の　公　告

令和　８年１１月　９日
広島地方裁判所民事第４部
裁判所書記官　吉　田　智　美

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和　８年１１月２５日　午前　９時００分から 令和　８年１２月　１日　午後　５時００分まで	
開札期日	日　時	令和　８年１２月　４日　午前１０時００分
	場　所	広島地方裁判所売却場
売却決定期日	日　時	令和　８年１２月２４日　午後　３時００分
	場　所	広島地方裁判所民事第４部
特別売却実施期間	令和　８年１２月　８日　午前　９時００分から 令和　８年１２月　８日　午後　４時００分まで	
買受申出の保証の提供方法	下記のいずれかによる。 （１）当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 （２）銀行，損害保険会社，農林中央金庫，株式会社商工組合中央金庫，全国を地区とする信用金庫連合会，信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。 （注）現金，小切手は保証として認めない（特別売却を除く）。	
買受申出の資格の制限（民事執行規則３３条）	☆印を付した物件は農地であるので，権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り，買受申出をすることができます。	
一般の閲覧に供するため，物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和　８年１１月　９日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。		

物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括売却	買受申出保証額（円）	令和８年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1	14,707,000 11,765,600		2,950,000	62,768	15,257
備考					

令和　8年（ケ）第　　89号

物　件　目　録

1（一棟の建物の表示）

所　　在　　広島市中区堺町二丁目４番地４

建物の名称　　ダイアパレス堺町

（専有部分の建物の表示）

家屋　番号　　堺町二丁目４番４の９０１

建物の名称　　９０１号

種　　類　　居宅

構　　造　　鉄骨鉄筋コンクリート造１階建

床　面　積　　９階部分　５４．３０平方メートル

（敷地権の目的である土地の表示）

土地の符号　　１

所在及び地番　広島市中区堺町二丁目４番４

地　　目　　宅地

地　　積　　３８０．６７平方メートル

（敷地権の表示）

土地の符号　　１

敷地権の種類　所有権

敷地権の割合　１万分の４７０

令和　8年（ケ）第　　89号

物　件　明　細　書

令和　8年　9月11日
広島地方裁判所民事第4部
裁判所書記官　吉　田　智　美

1　不動産の表示
【物件番号1】
別紙物件目録記載のとおり

2　売却により成立する法定地上権の概要
なし

3　買受人が負担することとなる他人の権利
【物件番号1】
なし

4　物件の占有状況等に関する特記事項
【物件番号1】
本件所有者が占有している。

5　その他買受けの参考となる事項
【物件番号1】
管理費等の滞納あり

《注　　意　　書》

1　本書面は，現況調査報告書，評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり，関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。

2　記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし，記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので，必ず，現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。

3　買受人が，占有者から不動産の引渡しを受ける方法として，引渡命令の制度があ

ります。引渡命令に関する詳細は，「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。

4　対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。

5　各種「詳細説明」は，閲覧室では別ファイルとして備え付けられています。

令和　8年（ケ）第　　89号

物　件　目　録

1（一棟の建物の表示）

所　　在　広島市中区堺町二丁目４番地４

建物の名称　ダイアパレス堺町

（専有部分の建物の表示）

家屋番号　堺町二丁目４番４の９０１

建物の名称　９０１号

種　　類　居宅

構　　造　鉄骨鉄筋コンクリート造１階建

床面積　９階部分　５４．３０平方メートル

（敷地権の目的である土地の表示）

土地の符号　1

所在及び地番　広島市中区堺町二丁目４番４

地　　目　宅地

地　　積　３８０．６７平方メートル

（敷地権の表示）

土地の符号　1

敷地権の種類　所有権

敷地権の割合　１万分の４７０

令和　８年(ケ)第　８９号
令和　８年　７月１５日受理
令和　８年　８月２５日提出

現　況　調　査　報　告　書

広　島　地　方　裁　判　所

執　行　官　徳　田　　求

（注）チェック項目中の調査結果は，「■」の箇所の記載のとおり

令和　８年（ケ）第　　８９号

物　件　目　録

１（一棟の建物の表示）

所　　在　　広島市中区堺町二丁目４番地４

建物の名称　　ダイアパレス堺町

（専有部分の建物の表示）

家屋　番号　　堺町二丁目４番４の９０１

建物の名称　　９０１号

種　　類　　居宅

構　　造　　鉄骨鉄筋コンクリート造１階建

床　面　積　　９階部分　５４．３０平方メートル

（敷地権の目的である土地の表示）

土地の符号　　１

所在及び地番　広島市中区堺町二丁目４番４

地　　目　　宅地

地　　積　　３８０．６７平方メートル

（敷地権の表示）

土地の符号　　１

敷地権の種類　所有権

敷地権の割合　１万分の４７０

不動産の表示	「物件目録」のとおり
住居表示	広島市中区堺町二丁目４番５－９０１号
建物	物件１
種類，構造及び床面積の概略	■公簿上の記載とほぼ同一である □公簿上の記載と次の点が異なる（□主たる建物　□附属建物） □種　類： □構　造： □床面積：
物件目録にない附属建物	■ない □ある　種　類： 構　造： 床面積：
占有者及び占有状況	■建物所有者　　□その他の者 上記の者が本建物を居宅として使用している □「占有者及び占有権原」のとおり
管理費等の状況	■以下のとおり 管理費　１５７２０円 修繕積立金　１６８８０円 円 円 円 令和８年７月２７日現在 □滞納はない ■滞納がある　令和8年3月分～同年7月分 計166,962円（内損害金3962円） □不明
管理費等照会先	株式会社東急コミュニティー中四国支店
その他の事項	
敷地権	符号１
現況地目	■宅地（符号１）　□公衆用道路（符号　　）　□　　（符号　　）
形状	■公図のとおり　　□地積測量図のとおり □建物図面（各階平面図）のとおり　　□土地建物位置関係図のとおり □
敷地権の種類	■所有権（符号１）　□地上権（符号　　）　□賃借権（符号　　） □　　（符号　　）
その他の事項	
執行官保管の仮処分	■ない □ある　［　　地方裁判所　　支部　平成　　年（　）第　　号 保管開始日　平成　　年　　月　　日
敷地権以外の土地（目的外土地）	■ない □ある（詳細は「目的外土地の概況」のとおり）
土地建物の位置関係	■建物図面（各階平面図）のとおり　　□土地建物位置関係図のとおり

（注）チェック項目中の調査結果は，「■」の箇所の記載のとおり

（関係人の陳述等用）

関係人の陳述等

陳述者 （当事者等との関係）	陳述内容等
■A （債務者兼所有者）	（以下は、令和８年８月２１日に聴取した。） １　私は、ここの所有者で、私自身が居住しています。 ２　建物内でペットを飼ったこともありませんし、リフォームしたものを購入しましたので、何ら不具合箇所もありません。 以　上

（その他の事項用）

その他の事項

■

１　本件マンション敷地は、東側の市道（中３区５０号線）に接している。

以　上

（注）チェック項目中の調査結果は，「■」の箇所の記載のとおり

（調査経過用）

調　査　の　経　過

調　査　の　日　時	調　査　の　場　所　等	調　査　の　方　法　等
令和8年7月17日（金） １１：５０－１２：００	物件所在地	物件の同一性確認、占有調査 外観写真撮影
令和8年7月17日（金） １２：５０－１３：００	広島法務局	公図等の交付申請
令和8年7月17日（金）	当庁	滞納管理費等の照会書発送（切手220円分使用）
令和8年8月5日（水） ８：３０－８：５５	中央市税事務所	間取図面の交付申請
令和8年8月5日（水）	当庁	貸借関係の照会書発送（切手220円分使用）
令和8年8月21日（金） １０：５０－１１：１０	物件所在地	立入調査 写真撮影
令和　年　月　日（　） ：　－　：		

（特記事項）

■　令和８年８月２１日
目的物件は不在で施錠されていると予想されたので，立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。

□　令和　　年　　月　　日
目的物件は不在で施錠されていたので，立会人　　を立ち会わせ，技術者に解錠させて建物内に立ち入った。

□　令和　　年　　月　　日
休日・夜間執行許可の提示をした。

□

（注）チェック項目中の調査結果は，「■」の箇所の記載のとおり

縮小(A3→A4)



地番区域見出: 堺町２丁目

請求部分	所在	広島市中区堺町二丁目			地番	4番4			
出力縮尺	1/500	精度区分		座標系番号又は記号		分類	地図(法第１４条第１項)	種類	土地区画整理所在図
作成年月日	昭和44年9月10日	備付年月日(原図)				補記事項			

請求番号：42-3
(1/1)

(５ 枚目)

公用

公用

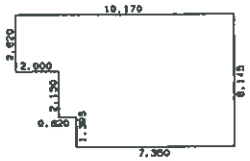
登記年月日：昭和63年3月16日

339103　各階平面図

建物図面
~~各階平面図~~

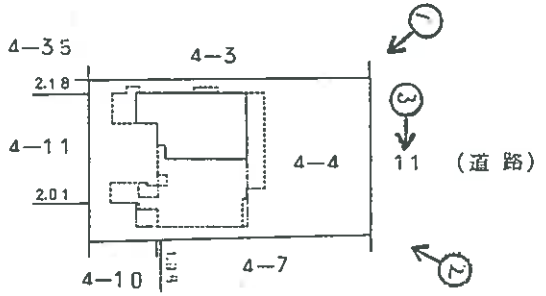
家屋番号	堺町二丁目 4−4−901
建物の所在	広島市中区堺町二丁目４番地４

S63-3-16



求積表

10.170	X	2.620	= 26.645400
8.170	X	2.130	= 17.402100
7.350	X	1.395	= 10.253250
合計			54.300750
床面積			54.30 ㎡



＝写真撮影位置・方向
数字は写真番号

建物の存する部分　９階

縮小（A３→A４）

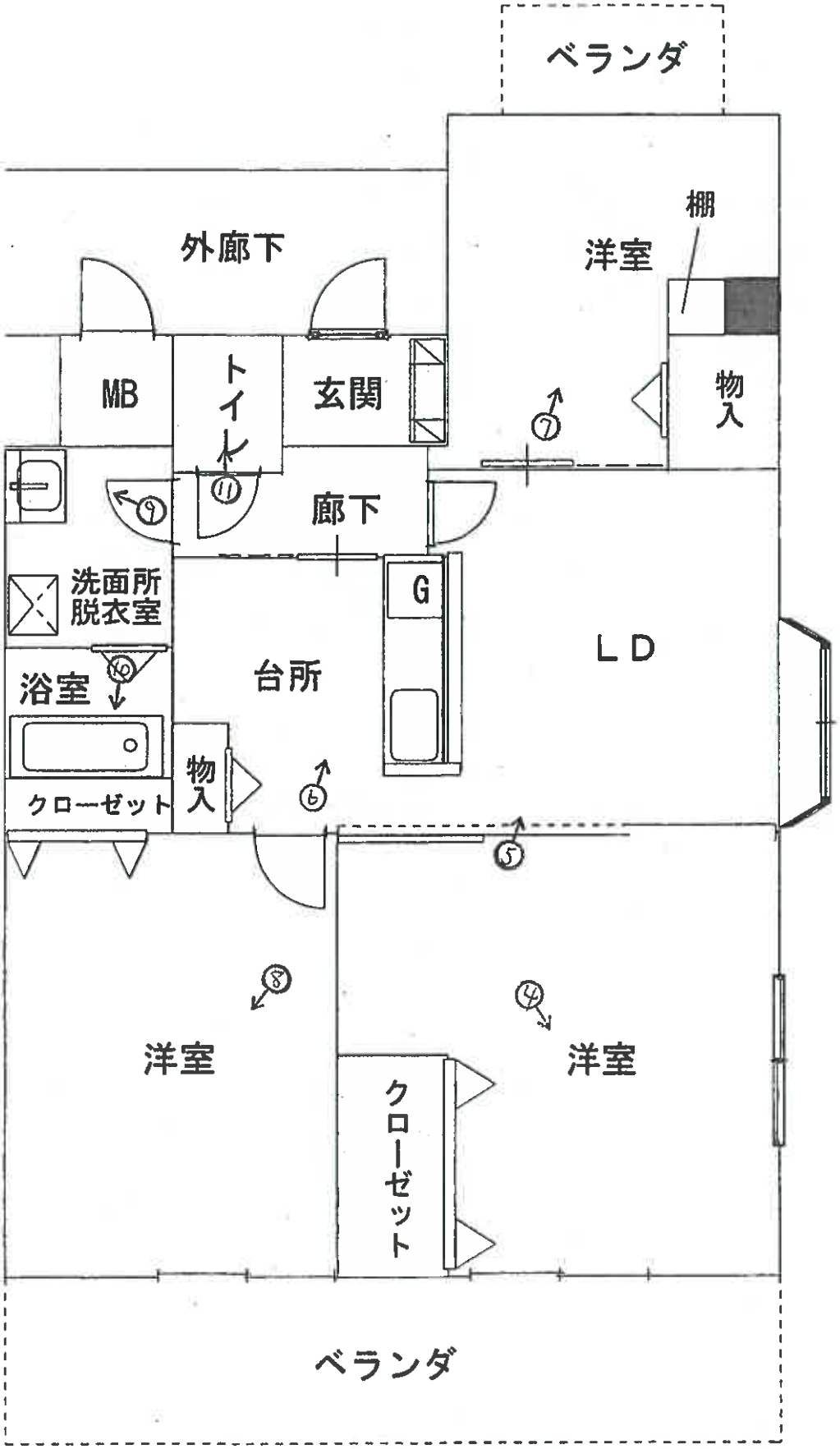
（６枚目）

作製者	縮尺 1/250	申請人	縮尺 1/500

請求番号：42-4

建物間取図（見取図）

（家屋番号 堺町二丁目4番4の901）



（ 7 枚目）

写真①



物件１の建物が所在する一棟の建物

写真②



物件１の建物が所在する一棟の建物

写真③



接道

写真④



写真⑤



写真⑥



写真⑦



写真⑧



写真⑨



写真⑩



写真⑪



令和　8　年（ケ）　第　　89　号
令和　8　年　8　月　21　日　現地調査
令和　8　年　8　月　24　日　評　　価

広島地方裁判所　御中

評　　価　　書

評価人　　不動産鑑定士

駒松　康弘　　印

第１　評価額

番号	評　価　額
物件1	金　14,707,000円

第２　評価の条件

１　本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。

したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、内覧制度によるほかは買受希望者は物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。

２　評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。

３　現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。

４　物件に関する情報提供の内容は、民事執行法５８条４項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第３　目的物件

現況欄に記載のない事項については、ほぼ登記記載と同じ

番号	所在等	登記	現況
1	**（一棟の建物の表示）** 所在 建物の名称 **（専有部分の建物の表示）** 家屋番号 建物の名称 種類 構造 床面積 **（敷地権の目的である土地の表示）** 土地の符号 所在及び地番 地目 地積 **（敷地権の表示）** 土地の符号 敷地権の種類 敷地権の割合	 広島市中区堺町二丁目４番地４ ダイアパレス堺町 堺町二丁目　４番４の９０１ ９０１号 居宅 鉄骨鉄筋コンクリート造１階建 ９階部分　　54.30㎡ 1 広島市中区堺町二丁目４番４ 宅地 380.67㎡ 1 所有権 10,000 分の　470	同左

番号	特記事項
	特になし。

第４　目的物件の位置・環境等

１　土地の概況及び利用状況等

位置・交通	ＪＲ山陽本線「広島」駅の南西方・直線距離約2.8km （別添「位置図」参照）	
付近の状況	天満川東方背後を形成する商住混在地域にあって、店舗、事業所、マンション等が立地する状況にある。	
主な公法上の規制等 （道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制）	都市計画区分	市街化区域
	用途地域	商業地域
	建蔽率	80%
	容積率	400%
	防火規制	準防火地域
	その他の規制	広島駐車場整備地区、駐輪場附置義務対象区域、宅地造成等工事規制区域、都心コア住居地区地区計画（A地区）、景観計画重点地区（リバーフロント・シーフロント地区（リバーフロント地区））（景観計画関係）、リバーフロント・シーフロント地区（リバーフロント地区）のエリア（景観計画関係）、高次都市機能誘導区域（都心型）、居住誘導区域指定あり
画地条件	規模 符号1　380.67 ㎡	間口　約　15　m 奥行　約　26　m 形状　ほぼ長方形 接面状況　中間画地 その他　地勢は概ね平坦
接面道路の状況	東側　約　6　m　舗装　市道（中3区50号線） 高低差　ほぼ等高	
土地の利用状況等	現状は対象物件を含む一棟の建物が存する 隣地は共同住宅、医院等 目的外建物　なし	
供給処理施設	上水道　接面道路の本管敷設　あり 本物件内への引込　あり ※ここでの「上水道」とは水道法の規定による水道事業（簡易水道含む）及び専用水道により給水されているものを言う。井戸等はこれに含まれない。 都市ガス　接面道路の本管敷設　あり 本物件内への引込　あり ※ここでの「都市ガス」とは改正ガス事業法の規定によるガス小売事業により供給されるガスを言う。69戸以下の団地に供給される簡易ガス・ＬＰＧ等はこれに含まれない。 公共下水　接面道路の本管敷設　あり 本物件内への引込　あり ※ここでの「公共下水」とは下水道法の規定による公共下水道のことを言う。団地集中浄化槽や工業用専用下水道等はこれに含まれない。但し農業集落排水等の各種集落排水は含むものとする。	

特　記　事　項	・土壌汚染の端緒については特に見受けられない。また、周知の埋蔵文化財包蔵地には該当しない。 ・県の「土砂災害等ポータルサイトひろしま」によると、河川浸水想定区域（想定最大）、高潮浸水想定区域（想定最大）、津波災害警戒区域に該当する。

2　建物の概況

（1）一棟の建物の概要

マンション名	ダイアパレス堺町
建物の用途	共同住宅　　（全27戸）
建築時期及び経済的残存耐用年数	建築年月日（登記記載）：　昭和 63 年　2 月 27 日 新築 経　過　年　数：　約 38 年 経済的残存耐用年数：　約 17 年
構　　造	鉄骨鉄筋コンクリート造１０階建
仕　　様	屋 根：　陸屋根 外 壁：　タイル貼等 その他：　－
設　備　等	エレベーター：有（１基） 駐車場：　敷地内　３台 その他：　－
建物の品等	使用資材　普通 施　工　普通
管理の形態等	管理組合：有　　名称：　ダイアパレス堺町管理組合 法人格　無 管理方式：委託管理 管理会社：株式会社東急コミュニティー中四国支店 管理形態：管理人　無 管理人室　有 管理状況　巡回
管理の状況	普通
特記事項	大規模修繕計画なし。

（2）専有部分の概要

構　　造	鉄骨鉄筋コンクリート造１階建
位　　置	９階 （ 901 号室） 主要開口部の方位： 添付建物間取図のとおり
床 面 積	54.30 ㎡（登記面積）
間 取 り	３ＬＤＫ（添付建物間取図のとおり）
仕　　様	天　井：クロス貼等 床　：フローリング等 内　壁：クロス貼等 設　備：電気・ガス・給排水・衛生等 その他：ベランダ２面、角部屋
保守管理の状態	普通
管理費等 （マンション管理組合からの回答書による）	管　理　費：　15,720 円（月額） 修繕積立金：　16,880 円（月額） 滞　納　額：　有　令和8年3月分～令和8年7月分まで　166,962円 （内損害金3,962円）
専有部分の利用状況等	現況調査報告書記載のとおり。
特記事項	現在の専有物件所有者はリフォームされた物件を令和5年に購入。

第５　評価額算出の過程

1　積算価格の試算

建物価格に、敷地権価格を加算して、積算価格を試算した。

（１）建物価格

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて建物の価格を求めた。

再調達原価 （円／㎡） ア	専有面積 （㎡） イ	現価率 ウ	建物の価格（円） ア×イ×ウ
300,000	54.30	0.34	5,539,000

ア　再調達原価：共用部分も考慮した、専有面積（登記面積）当りの単価とする

イ　専有面積：　登記面積による

ウ　現価率：

経過年数 a	経済的残存耐用年数 b	経済的全耐用年数 a＋b
38　年	17　年	55　年

残価率	観察減価
5　％	0　％

現価率＝〔残価率＋（１－残価率）×（経済的残存耐用年数÷経済的全耐用年数）〕
×（100％－観察減価）＝ 0.34

（２）敷地権価格

敷地権の目的である土地の敷地権価格を次のとおり求めた。

標準画地価格 （円／㎡） ア	個別格差 イ	地積 （㎡） ウ	建付減価 エ	敷地権割合 オ	敷地権価格（円） ア×イ×ウ×エ×オ
330,000	1.00	380.67	1.00	0.047	5,904,000

ア　標準画地価格

公示価格等からの下記規準価格を参考に、周辺取引事例等を検討のうえ査定した。

※標準画地を、幅員約6m舗装市道に等高接面する地積200㎡程度の略整形な中間画地とした。

地価公示価格（ 広島中5-16 ）

公示価格等 （円／㎡） a	時点修正 b	標準化 補正 c	地域格差 d	規準価格（円／㎡） a×b×c×d
476,000	$\frac{102}{100}$	$\frac{100}{100}$	$\frac{100}{147}$	330,000

◇時点修正　：　公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇標準化補正：必要なし。

◇地域格差　：　街路条件、交通接近条件、環境条件、行政的条件等を考量のうえ査定した。

イ　個別格差：

概ね標準的	1.00
相乗積	1.00

ウ　地　　積：登記数量による。

エ　建付減価：建物と敷地との適応の状態等を考慮した。

オ　敷地権割合：

a	b	a ÷ b ＝ c	権利割合（d）	オ（c × d）
470	10,000	0.047	1.00	0.047

（３）積算価格（敷地権付建物の価格）

建物価格(円) ア	敷地権価格(円) イ	価格補正 ウ	個別格差 エ	占有減価修正 オ	積算価格(円) (ア＋イ)×ウ×エ×オ
5,539,000	5,904,000	1.50	1.19	1.00	20,426,000

ウ　価格補正：同一マンション並びに周辺類似マンションの取引水準等を斟酌して補正した。

エ　個別格差（階層・位置・品等程度）：

階層別格差	1.05
位置別格差	1.03
タイプ別格差	1.00
その他格差（※）	1.10
相乗積	1.19

（※）リフォーム物件であり利用状況も良好な点を考慮。

オ　占有減価修正:　必要なし

2　評価額の判定

積算価格に、市場性修正及び競売市場修正を施し、さらに滞納管理費等相当額の減価を考慮して評価額を求めた。

積算価格(円) ア	市場性修正 イ	競売市場修正 ウ	滞納管理費等相当額の減価 エ	評価額(円) ア×イ×ウ×エ
20,426,000	1.00	0.80	0.90	14,707,000

イ　市場性修正　　：　必要なし。

ウ　競売市場修正　　：　第２　評価条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

エ　滞納管理費等相当額の減価　：代金納付に至る間の管理費等の滞納相当額を減価前の価格で除した割合として控除する。

第６　参考価格資料

１　地価公示価格（ 広島中5-16 ）

所　　在　：　広島市中区堺町2丁目2番8　（住居表示「堺町2-2-7」）
価　　格　：　476,000円／㎡
位　　置　：　ＪＲ山陽本線「広島」駅 南西方 道路距離 約3.4kmに位置する
価格時点　：　令和8年1月1日
地　　積　：　153㎡
供給処理施設　：　水道・ガス・下水
接面街路　：　南側10m県道
用途指定等　：　商業地域（建蔽率80%、容積率400%）、準防火地域
地域の概要　：　店舗、中層の事務所兼共同住宅等が多い商業地域

２　固定資産税評価額（令和８年度）

建物　　3,881,175　円　（１㎡当たり　62,010　円）、　課税床面積　62.59　㎡

土地
符号１　　76,895,340　円　（１㎡当たり　202,000　円）、　課税地積　380.67　㎡

ここに掲げた参考価格資料は、当該不動産の評価額を算定するにあたって参考とした価格にすぎない。決定した評価額は不動産競売を前提とした価格であり、ここに掲げた額とは、その性質上異なる額である。

第７　附属資料

1　受命物件の位置図（地理院地図 GSIMaps　縮尺約 1／15,000）
2　公図写し（法務局備付）
3　建物図面・各階平面図写し（法務局備付）
4　建物間取図（見取図）

以　上

受命物件の位置図

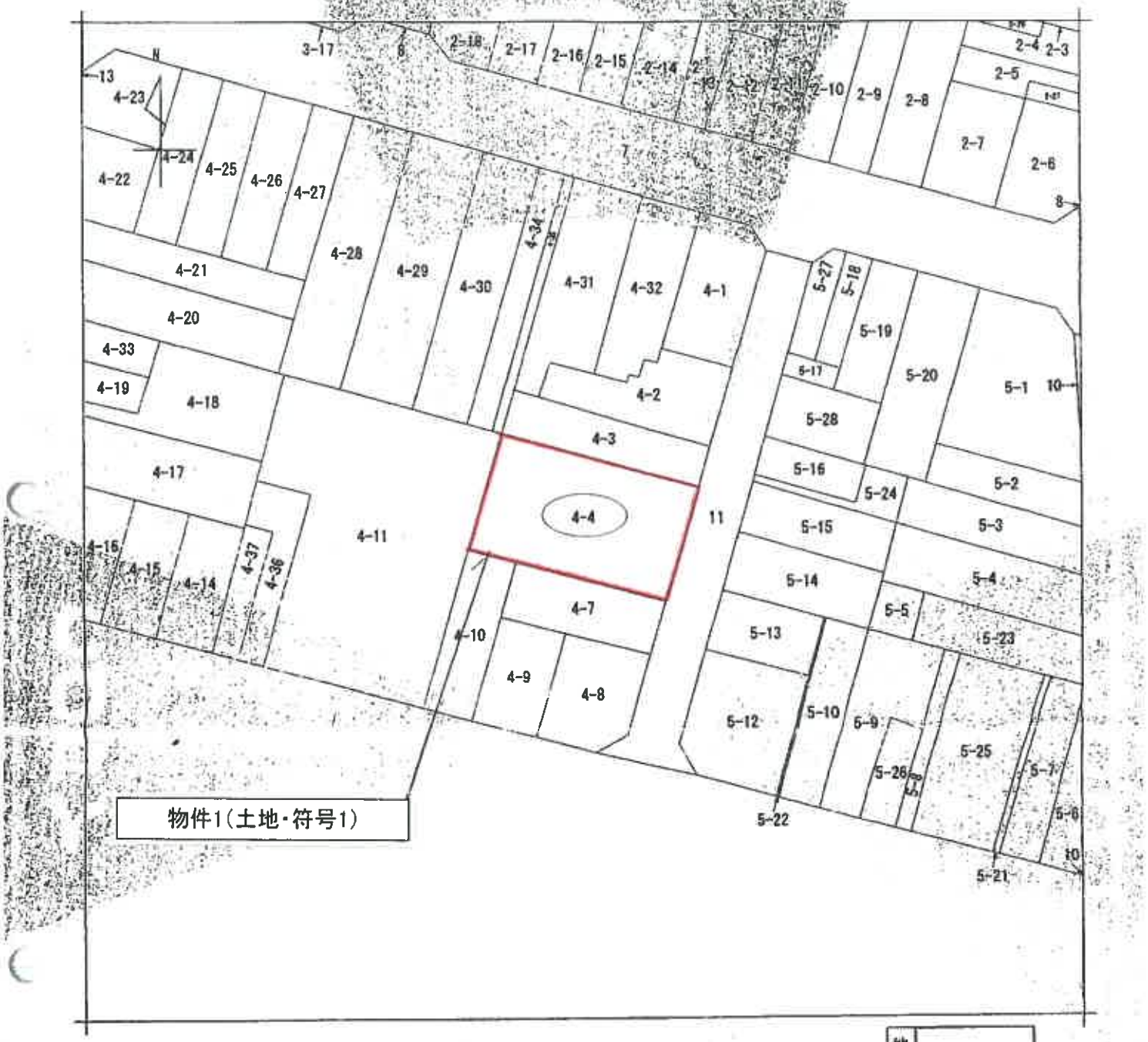
（地理院地図（GSI Maps） S＝約1：15,000



地理院地図
GSI Maps

公図写

A3→A4縮小



地番区域見出	堺町２丁目

請求部分	所在	広島市中区堺町二丁目				地番	4番4		
出力縮尺	1/500	精度区分		座標系番号又は記号		分類	地図(法第14条第1項)	種類	土地区画整理所在図
作成年月日	昭和44年9月10日			前付年月日(原因)				備考	

これは地図に記録されている内容を証明した書面である。

(広島法務局管轄)

令和8年5月27日

東京法務局

登記官 [redacted]

地図整理番号：M01650

(1/1)

登記年月日：昭和63年3月16日

これは図面に記録されている内容を証明した書面です。
（広島法務局管轄）
令和8年5月27日　東京法務局　登記官

建物図面・各階平面図写

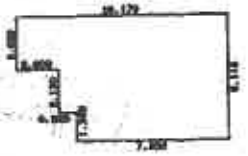
縮小（A3→A4）

建物図面
~~各階平面図~~

339103　各階平面図

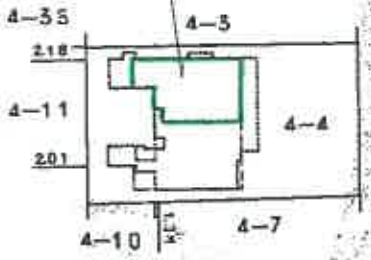
本籍番号	幟町一丁目 4-4-901
建物の所在	広島市中区幟町二丁目4番地4

S63-3-16





物件1（専有部分の建物）



求積表

10.170	×	2.620	= 26.645400
8.170	×	2.130	= 17.402100
7.350	×	1.395	= 10.253250
合計			54.300750
床面積			54.30 ㎡

建物の存する部分　9階

作製者	土地家屋調査士 [redacted]	縮尺	1/250
申請人	[redacted]	縮尺	1/500

地図整理番号：M01649

建物間取図（見取図）

（家屋番号　堺町二丁目4番4の901）

